


# 築山小学校のきまり (改訂版)

令和5年9月1日 玉名市立築山小学校

本校の児童が、健全に成長していくことを目指し、次のような学校生活を送るうえでのルールを設定しております。実施においては、きまりの意義を十分に児童と話し合い、できるだけ児童の自主性をいかせるように配慮しております。また、小中連携の観点から中学校のきまりにも準拠したものとなっています。

この趣旨をご理解いただき、保護者と学校が一貫した指導が行えますようご協力をよろしくお願いいたします。

## 1 服装について

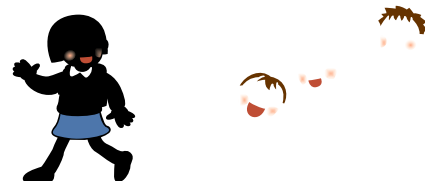
	冬の服装 (11月～5月)	夏の服装 (6月～10月)
男子	○標準服を着用する。 上衣・・・紺色ブレザー 襟付き白シャツ (白ポロシャツ) 下衣・・・紺色短ズボン	○標準服を着用する。 上衣・・・襟付き白シャツ (白ポロシャツ) 下衣・・・紺色短ズボン
女子	○標準服を着用する。 上衣・・・紺色ブレザー 襟付き白シャツ (白ポロシャツ) 下衣・・・紺色つりスカート	○標準服を着用する。 上衣・・・襟付き白シャツ (白ポロシャツ) 下衣・・・紺色つりスカート
男女共通	<p>○名札をつける。(左胸)</p> <p>○登下校時は、赤白帽子をかぶる。(1年生は黄色い帽子。)</p> <p>○靴下は、白か黒の一色のみ(ワンポイント可)とする。靴下の口部分のラインはワンポイントの範囲内とするが、複数のラインや模様が入っているもの、及び、くるぶしソックスは禁止とする。</p> <p>○靴は、体育授業に支障のない運動に適したものとする。</p> <p>○上履きは、白を基準にしたものとする。</p> <p>○防寒着については以下の通りとする。</p> <p>&lt;校内生活&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ベスト、セーター、カーディガン、トレーナーは、白、黒、紺、グレーとする。また、体育時の防寒着としては、トレーナーのみ認める。</li> <li>・タイツやスパッツは、白か黒のみ着用可とする。ただし、体育時は脱ぐようにする。</li> <li>・体調が悪く、長ズボンやジャンパーを着用する場合は、保護者から担任に連絡をする。</li> <li>・ウィンドブレーカー、ピステ、フード付き等襟から出るものは着用不可とする。</li> <li>・スクールベスト、スクールセーターでの移動は可とするが、それ以外はブレザーを着用して移動する。</li> <li>・厳寒期の外での活動は、手袋を着用してもよい。(ネックウォーマーは使用しない。)</li> </ul> <p>&lt;登下校時&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・長ズボン、手ぶくろ、ネックウォーマー、ジャンパー、ウィンドブレーカー、ピステ等を着用してもよい(色は問わない)。</li> <li>・耳当て、マフラーは、安全面を考慮して着用しない。</li> </ul>	
		

## 2 頭髪について

- 頭髪は常に清潔にしておき、学習、運動の妨げにならない髪型にする。
- 前髪は、眉毛の線より短くする（眉毛が見えるぐらい）。
- 前髪、後ろ髪、立て髪など一部を特別に長くしたり、短くしたりしない。
- パーマ（ストレートパーマ含む）、染色、脱色はしない。
- 頭髪におけるヘアピンやゴムひもは黒、紺、茶色とする。

## 3 生活・安全について

- (1) 登校は、登校班で行い、午前8時10分までに登校する。下校は、各自で交通ルールを守り、できるだけ複数で下校する。登下校ともに通学路を通る。登校班長は登校旗を忘れないようにする。
- (2) 帰宅する時間を保護者の人に伝えて遊びに行くようにする。3月から10月は5時のチャイムがなったら遊びを止めて帰宅する。11月から2月は5時のチャイムがなる前までに帰宅する。
- (3) 学校敷地内でのジュースやお菓子などの飲食はしない。（休日も含む。）
- (4) 不審な人や不審な車に注意する。
  - ・知らない人の話にのらない。
  - ・知らない人についていかない。
  - ・知らない人の車に乗らない。
  - ・知らない人からの電話で、友だちの住所や電話番号を教えない。
- (5) 校区外への外出や夜間外出は、保護者同伴で行う。子どもだけでは行かない。
- (6) 保護者の方がいない時、友達の家には上がらない。友だちの家には泊まらない。
- (7) ゲームセンター、ゲームコーナー、カラオケボックス等の遊技場、映画館には、子どもだけでは行かない。
- (8) 危険な遊びをしない。
  - ・スケートボード、ローラースケート等は、道路や駐車場ではしない。
  - ・エアガン、レーザーポインターなどで遊ばない。
  - ・花火、魚釣り、川遊びは、子どもだけではしない。必ず保護者が同伴すること。
  - ・空き家や他人の敷地にかけてに入らない。
- (9) 自転車に乗る時は、交通ルールを守り、決められた範囲内で正しく乗る。ヘルメットは必ず着用する。自転車保険へ加入する（R3.10から熊本県条例で義務化されています）。
  - 1, 2年・・・道路では乗らない。（保護者同伴の上、庭や広場での練習は可）
  - 3, 4, 5, 6年・・・校区内で乗る。



※3年生は、交通教室が終わってから乗る。

※国道208号（玉名バイパス）は信号のある横断歩道を押して渡る。

※自転車の二人乗り・並列走行は禁止する。（道路交通法違反）

- (10) 学習に必要なものは学校に持ってこない。
- (11) お金の貸し借りや品物（ゲームやカードなど）のやりとりはしない。
- (12) 携帯電話やスマートフォン、パソコンなどを扱う場合は、家の人と使い方の約束を必ず決める。
- (13) お店や公共施設など、周りの人の迷惑になるようなところで携帯用ゲーム機等で遊ばない。



## 4 その他のお願い

- (1) 欠席、その他の届けや連絡は、保護者自身でお願いします。できるだけホームページからの入力や連絡帳を使用し、電話は緊急の場合にお願いします。
- (2) 自家用車での送迎は、やむを得ない場合を除いてご遠慮ください。学校への乗り入れも控えてください。
- (3) 自分の持ち物には名前を書き、物を大切に使うようにご家庭でも声かけをお願いします。
- (4) 学校、家庭、地域が一体となって、明るく元気にあいさつのできる子どもに育てましょう。